

老人クラブの保険はクラブ活動を支えています

問

所属する単位老人クラブでは、老人クラブ傷害保険の取り扱いをしていません。個人で加入することはできませんか？

答

組織的に募集取りまとめをする団体傷害保険ですから、個人的に直接加入することはできません。単位クラブ会長に了解を得てご自身が保険担当者になり、単位クラブとしての加入手続きを取り扱うことはできます。

このご案内は、老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、普通傷害保険についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

資料請求は、全国老人クラブ連合会の資料請求専用 FAX (03-3597-8767) までどうぞ。

取扱代理店 シニアサービス社 TEL 03-3597-8769

引受保険会社 東京海上日動火災保険（株）

担当課：医療福祉法人部 法人第二課 TEL 03-3515-4144